

Vol.51 行政連携

富田林市の任期付職員として勤務して —地方自治体のニーズと弁護士役割—



富田林市総務部債権管理課 任期付短時間勤務職員／大阪弁護士会行政連携センター運営委員会副委員長 永 榮 久 仁 子(63期)

1. 富田林市の概要

大阪府の東南部に位置する富田林市は、自然と歴史に恵まれたまちです。市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところで、特に寺内町は大阪府下唯一の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、歴史的に貴重な町並みが残されています。

一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれています。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだ環境水準の高いニュータウンとなっています。

2. 任期付職員採用の経緯等

富田林市では、従前から債権管理が大きな課題のひとつとなっており、平成24年度、市が所管する債権の管理を専門的に行う債権管理プロジェクトを納税課内に立ち上げました。平成25年10月には債権管理条例を制定し



ましたが、法令に基づく管理・回収を行うためには、法的専門家である弁護士の知識・経験が有用ではないかということで、弁護士を任期付職員として採用するに至ったと聞いています。

私は、平成26年4月から、総務部納税課債権管理プロジェクトに配属され、短時間勤務職員として週2回（月・水の午前9時～午後5時30分）勤務しています。平成27年10月からは、2人目の任期付職員として高坂佳詩子弁護士（56期）が週2回勤務しており、週4日は庁内に弁護士がいる体制となっています。

平成28年4月からは、高坂弁護士とともに、納税課から独立した債権管理課に配属され、現在も週2回勤務を続けています。

3. 業務内容

(1) 富田林市で行う業務としては、市の債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権）の管理・回収に関して、債権を所管する各担当課職員からの法律相談に応じ、法的指導・助言を行う業務が中心となります。

市が有する債権は、多種多様なものがありますが、当初、私は、国民健康保険料・市営住宅使用料・生活つなぎ資金貸付金・小学校給食費を中心に担当していました。上記債権に関しては、各担当課から管理・進捗状況について定期的に報告を受け、個別案件に関して法的アドバイスをしたり、支払督促等の法的手続を指導するなどしていました。

平成26年10月から同28年6月までの間は、国民健康保険料を所管する保険年金課に週1回席を置き、個別案件に関して指導・助言を行う他、時には私が直接滞納者との納付相談を行い、滞納者の生活状況等を聴取、分納計画を立てたり、生活再建支援のための法的助言を行うなどしていました。

担当課に直接出向くという試みは、受動的に（相談が来たら）対応するのではなく、自ら出向いて現場の

状況を把握した方が、より実務に即した指導・助言ができるのではないかという思いから提案し、実現に至ったものですが、私自身、富田林市で勤務をするまで国民健康保険料の徴収経験は（当然のごとく）ありませんでしたので、現場の状況や実務的なことを学ぶことができ、非常に勉強になりました。

平成28年4月に債権管理課が新設され、同年7月からは、国民健康保険料の滞納案件の一部について、保険年金課から移管を受け、債権管理課で管理・回収業務を直接行うようになりました。また、今年度から、生活保護費返還金・徴収金に関しても、担当課から定期的に管理状況の報告を受け、法的指導・助言を行うようにしています。

- (2) また、毎年7月と11月には、債権を所管する各担当課職員を対象とした債権管理研修を実施しています。研修の際には、単なる知識を講義形式で教えるだけでなく、具体的事例やロールプレイングを取り入れるなどして、より実務に活かせる内容にするよう工夫しています。今後も研修は継続的に行う予定で、こうした研修を通じて、職員の意識を向上させることも、私たちの役割のひとつだと考えています。
- (3) さらに、債権以外の業務に関する法律相談を受けることもあります。私たちの中心的な業務は上記(1)(2)になりますが、自治体に潜在する法的問題は非常に多く、中には迅速に対応すべき事案もあるため、その場合には、債権に関するものか否かにかかわらず、速やかに対応するように心がけています。場合によっては、顧問弁護士に対応をお願いすべき事案もあるため、そのように判断した事案に関しては、速やかに顧問弁護士へ相談に行くよう、担当課に指導することもあります。

4. 任期付職員として弁護士が自治体に入ることの意義

- (1) 自治体にとっては、庁内に弁護士が職員としていてことで、些細な質問でも気軽に相談できるというメリットが一番大きいと思います。

実際、庁内で仕事をしていると「少しいいですか」と直接相談に来られる職員の方も結構いらっしゃいます。弁護士というと敷居が高いイメージを持たれていたようなのですが、幸い(?) 私はそのイメージから外

れていたようですし、気軽に相談に来てもらった方が、予防法務という観点からも、自治体にとってプラスに働くのではないかと考えています。

- (2) 弁護士にとっても、自治体の中で勤務するということは、通常の弁護士業務では得難い、様々な知識・経験を得ることができます。私も自治体の中で働くということは初めての経験でしたが、自治体が扱う債権、特に市税・国民健康保険料など強制徴収公債権の徴収実務に関しては、大半の弁護士が知らない（経験していない）ことであろうから、それを自治体の中で業務として携われたことは、とても貴重な経験となりました。

5. 弁護士会との連携

私は、富田林市での勤務日以外は、通常の弁護士業務をしていますし、弁護士会の委員会活動も積極的に参加しています。富田林市で勤務する以前から、大阪弁護士会の自治体債権管理研究会に所属し、同研究会で得た様々な知識・経験を市の業務にも活用できていますし、その逆もまた然りです。

今年度からは、行政連携センター運営委員会副委員長として、自治体と弁護士・弁護士会との連携をより一層図るため活動しています。自治体内に潜在する法的ニーズを実感している立場から、自治体と弁護士・弁護士会がwin-winの関係になるよう、少しでもお手伝いできたらと思っています。

6. 最後に

富田林市で初めての弁護士職員ということで、勤務当初は私も不安がありました。おそらく私を受け入れた職員の皆さんも同じような不安を抱いていたのではないかとと思いますが、温かく受け入れていただきました。業務に関しても積極的に意見を言える環境にあるのは、庁内の職員の皆さんのおかげですし、非常に感謝しています。

当初任期は2年でしたが、延長して現在3年目の勤務に入っています。残りの任期も、精一杯業務に励みたいと思います。

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先
大阪弁護士会行政連携センター
電話 06-6364-1681
(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)